

松山青色申告会

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5番7 松山商工会館2階

Tel. 089-933-4580 Fax. 089-947-4251

※4月より電話番号が新しくなりました

Mail: aoiro@csc-ehime.jp

各種予定・活動報告は
松青ホームページから
確認いただけます！



ホームページURL

<http://matsuo.jp/>

松山青色申告会

検索

■ 9/12～9/16 記帳確認指導会 (スカイホテル) ※完全予約制

決算は指導時間が限られます。記帳がわからない方は早めに解決しておきましょう！

※詳細は同封のチラシをご確認ください。

■ 青色申告会の共済制度「全青色共済(傷害特約付)・全青色傷害・疾病」募集中!

日常生活賠償特約※が加わり、全青色傷害特約・全青色傷害はますます補償が充実しました。

※被保険者の日常生活に起因する偶然な事故によって法律上の損害賠償責任を負った場合に補償されます。

保証(補償)開始日：令和4年12月1日(木)

申込締切日：令和4年9月16日(金)

※同封のチラシをご覧ください、詳細については事務局へお問合せください。

■ 健康診断に関するお知らせ

本年度は松山青色申告会での健康診断事業の実施はありません。

松山市国保の方は松山市の制度により、特定健診・がん検診が無料で受診できます。

※詳細は同封のチラシをご確認ください。

■ 今秋支部総会を開催します(懇親会は中止となります)

令和5年10月から開始の『消費税インボイス制度について』研修会を行います。

案内が届いたら、各支部総会に参加してわからないところをご相談ください。

◎7/4～7/8 源泉徴収事務指導会開催 (給与支払いのある事業所対象1月～6月分)

7月～12月給与支払の源泉税納付期限は、令和5年1月20日(金)です。

11月に税務署から届く書類を1月の年末調整事務指導会にご持参ください。

◎7/5 OA部会定時総会・研修会開催 (えひめ共済会館)

オンラインでの参加者も含め36名が出席し、令和3年度事業報告や令和4年事業計画案が可決承認されました。研修会では、松山税務署担当官を講師にお招きし『消費税インボイス制度について』ご講話いただきました。インボイス制度は、消費税免税事業者の方にも影響がある大きな税制改正であり、また業種によって対応は異なってくるため、参加者の皆さんから多数の質問がありました。

◎7/7 青年部定時総会開催 (詳細はHP、次回発行の青年部ニュースにて)

◎7/13 女性部定時総会・研修会開催 (同封の女性部だよりをご覧ください)

令和5年10月1日から 消費税インボイス制度が始まります!

現在、免税事業者の方も、インボイス発行事業者の登録を受けるか検討が必要です。

～ 松山青色申告会の指導会に参加してご相談ください ～

売上先からインボイス(適格請求書)の交付を 求められるか、検討・確認をしてみましょう。

- ①課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です。
- ②課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先は、インボイスが不要です。
- ③消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが不要です。

登録を受けるかどうかは事業者の任意です。 登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう。

① 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です。

- 免税事業者 … R5.1-9月消費税申告不要、10-12月消費税申告が必要
- 課税事業者
 - 本則課税の場合 … 仕入・経費についてもインボイス保存が必要
(※インボイス交付がない場合、6年間の経過措置期間は仕入税額の一部が控除できますが経過措置終了後は控除できません)
 - 簡易課税の場合 … 仕入・経費のインボイス保存は不要

② 登録を受けない場合は、インボイスを交付できません。

- 免税事業者 … 消費税申告不要(今までとおり)
- 課税事業者
 - 本則課税の場合 … 仕入・経費についてインボイス保存が必要
(※インボイス交付がない場合、6年間の経過措置期間は仕入税額の一部が控除できますが経過措置終了後は控除できません)
 - 簡易課税の場合 … 仕入・経費のインボイス保存は不要

③ 必要に応じて、取引先(売上先や仕入先)と取引条件の見直しを相談するなども検討しましょう

■ 消費税インボイス制度説明会(9、10月開催予定) ※完全予約制(後日案内)

来年10月消費税インボイス制度が開始!免税事業者も関係しますのでご参加ください。
インボイス制度登録申請の期限は令和5年3月31日です。

■ 消費税課税事業者指導会(10月開催予定) ※完全予約制(後日案内)

消費税申告には、本則課税と簡易課税があります。指導会では、税理士の先生に無料で相談できます。
インボイス制度登録申請された方も検討が必要です。